

第5回

大網白里市農業委員会総会議事録

令和7年9月9日（火）

農村環境改善センター 農事研修室

第5回大網白里市農業委員会総会議事録

1、開催日時 令和7年9月9日(火)

2、開催場所 農村環境改善センター 農事研修室

3、招 集 者 大網白里市農業委員会会長 内 海 亮 一

4、出席委員(17名)

1番 八角 功 次	2番 高 橋 政 人
3番 吉 原 孝	4番 齋 藤 勉
5番 三 木 年 彦	6番 大 野 勝 弘
7番 岡 本 佳 之	8番 菅 谷 祐
9番 平 賀 久 雄	10番 川 寄 篤 之
11番 加藤岡 一 弘	12番 内 山 充 弘
13番 中 村 和 敏	14番 板 倉 小百合
15番 内 海 亮 一	16番 梅 原 英 男
17番 今 関 喜 明	

5、欠席委員

なし

6、議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
(整理番号1~3)

第4 議案第2号 買受適格証明願(農地法第3条)について
(整理番号1)

第5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
(整理番号1)

第6 議案第4号 大網白里市農用地利用集積等促進計画案への意見聴
取について

第7 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
(整理番号1~3)

第8 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
(整理番号1)

第9 報告第3号 農地の転用事実に関する照会について
(整理番号1~5)

7、農業委員会事務局職員

事務局長	野口裕之	主査	北田尚史
主任書記	井内和香子	書記	谷口智

◎開 会

○議長 ただいまより、第5回大網白里市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員数は、17名中、17名で定足数に達しておりますので、第5回大網白里市農業委員会総会は成立しております。

(午後3時00分)

◎議事録署名委員の指名

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名について、お諮りいたします。

議事録署名委員は、議長から指名させていただくことで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議ないものと認め、議事録署名委員は、加藤岡一弘委員および内山充弘委員にお願いいたします。

◎会議書記の指名

○議長 続きまして、日程第2、会議書記の指名は、事務局職員の北田主査を指名いたします。

◎議案第1号（整理番号1～3）

○議長 続きまして、日程第3、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局から議案第1号、整理番号1から3について、説明をお願いいたします。

○事務局 整理番号1、申請地は、永田字前田、地目、田の1筆、面積542㎡を売買により所有権移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は経営規模を拡大するため、義務者は相手方の申出によるため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面の1ページをご覧ください。

中央やや右上に1-1と示した箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料、1ページから4ページまでになります。

戻りまして、1ページをご覧ください。

「農地法第3条における審議事項確認書」の「[1]基本要件」は全て該当しないものと思われます。

次に、整理番号2、申請地は、永田字下関田、地目、田の1筆、面積1,963㎡を売買により所有権移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は経営規模を拡大するため、義務者は相手方の申出によるため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面1ページをご覧ください。

中央やや右に1-2と示した箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料5ページから8ページまでになります。

戻りまして、5ページをご覧ください。

「農地法第3条における審議事項確認書」の「[1]基本要件」は全て該当しないものと思われる。

次に、議案書の2ページをご覧ください。

整理番号3、申請地は、神房字木ノ池、地目、田の3筆、面積2,368㎡を、贈与により所有権移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は相手方の申出によるため、義務者は経営規模を縮小するため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面1ページをご覧ください。

中央下に1-3と示した箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料9ページから12ページまでになります。

戻りまして、9ページをご覧ください。

「農地法第3条における審議事項確認書」の「[1]基本要件」は全て該当しないものと思われる。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

整理番号1から2の案件につきましては、菅谷祐委員、お願いいたします。

○菅谷委員 それでは、議案第1号、整理番号1及び整理番号2は、権利者が同一のため、一括して調査報告申し上げます。

内容については、事務局説明のとおりです。

権利者と義務者は農地が隣接の関係です。

9月6日、今井推進委員さんと現地を確認後、農繁期のため、電話で権利者、義務者からお話を聞きました。

整理番号1、義務者は、田を耕作しておらず、年に1、2回草刈をする程度で遊休農地でした。

権利者は隣接地で道路に接し、利便性が良いことから、申請地を購入したいと義務者に相談したところ、今回、合意に達したとのこと。

整理番号2の義務者は、田を耕作しておらず、年に1、2回草刈をする程度で、

以前から耕作者を探していました。

今回権利者から隣接地であり、さらに道路に接し、利便性が良いことから購入したいという相談があり、承諾しましたとのことでした。

権利者、義務者は申請に間違いありませんとのことでした。

権利者は意欲的な就農者で機械もそろっており、今回購入希望の土地は、湿地のため整備し、ブルーベリーを栽培するとのことでした。

両申請地は、草刈がされており、いつでも耕作できるような状態でした。

何ら問題はないと思われますが、委員の慎重なる審議をお願いします。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号3の案件につきましては、大野勝弘委員、お願いいたします。

○大野委員 それでは、議案第1号整理番号3について、調査報告いたします。

理由としては、事務局説明のとおりです。

9月6日、武田推進委員と一緒に現地確認をして、権利者と義務者宅に伺い、話を聞きました。

双方とも申請内容に間違いがないということでした。

義務者と権利者は本家分家の関係だそうです。

義務者は長年にわたり権利者に申請地を貸していましたが、相続人の娘さんが、農地は相続しないとのことで、権利者に譲渡することにしたそうです。

権利者は専業農家で夫婦で農業経営をしており、農機具等もそろっております。

申請地は稲刈りが終わったばかりの状態でした。

なお、申請地は大網白里市で権利者の住所は茂原市ですが、市と市の境目で近接しており、自宅からは数百メートルの近い距離です。

特に問題はないと思われますが、慎重審議よろしくお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより整理番号1から3について、一括して質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともにならないようですので、これにて議案第1号の整理番号1から3に対する質疑を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

○議長 議案第1号、整理番号1について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号1は、原案のとおり許可することに決定い

たします。

○議長 次に、議案第1号、整理番号2について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号2は、原案のとおり許可することに決定いたします。

○議長 次に、議案第1号、整理番号3について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号3は、原案のとおり許可することに決定いたします。

◎議案第2号（整理番号1）

○議長 続きまして、日程第4、議案第2号「買受適格証明願（農地法第3条）について」を議題とします。

事務局から議案第2号、整理番号1について、説明をお願いいたします。

○事務局 はい。ご説明申し上げます。議案書の3ページをご覧ください。

本案件は、農地として利用する目的で、東京国税局の公売に参加するにあたり、買受適格証明願が提出されたものでございます。

この買受適格証明願につきましては、農地法第3条の審査基準と同等の審議を行った上で、許可の見込みがある場合に、買受適格証明書を交付することになります。

その後、公売農地を落札された方は、落札者になったことを証する書面を添えて、農地法第3条の申請を行い、許可を受ける必要があることを申し添えます。

それでは、整理番号1、申請地は、金谷郷字安楽寺谷、地目、畑の2筆、面積1,056㎡でございます。

申請者は、議案書のとおりでございます。

申請位置は別添資料図面2ページをご覧ください。

中央よりやや右上に2-1と示す箇所でございます。

申請内容の詳細は別添の詳細資料13ページから19ページまでになります。

なお、申請者における農業従事日数及び農業機械の保有状況等につきましては、農地法第3条第2項の各号に、該当しないため、許可要件を満たしているものと認められます。

以上でございます。

○議長 ただいま事務局から説明がありましたが、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

整理番号1の案件につきましては、川寄篤之委員、お願いいたします。

○川寄委員 はい。議案第2号整理番号1の調査報告をいたします。

申請理由は、事務局説明のとおりです。

調査には9月3日に、関本推進委員さんと申請者とその代理人と現地で会い、話を聞きました。

申請内容に間違いのないことでした。

申請者によりますと、知人の娘さんの駐車場の隣接地に公売物件があると言われ、日頃営農規模拡大のため、近くで耕作可能な農地を、探していて自宅からも距離も近く、利便性もあることから決めたそうです。

現地は雑木、雑草が生えておりましたが、知人と協力し、計画を立てて農地にするということでした。

申請人は農業者であり、機械もそろっていることから、問題はないと思いますが、慎重審議よろしく願いをいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

これより議案第2号整理番号1の案件について、質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともにならないようですので、これにて議案第2号、整理番号1の案件について質疑を終結いたします。

これより、採決いたします。

○議長 議案第2号、整理番号1について、買受適格証明書を交付することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号1は、買受適格証明書を交付することに決定いたします。

◎議案第3号（整理番号1）

○議長 続きまして、日程第5、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局から議案第3号、整理番号1について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の4ページをご覧ください。

議案第3号、整理番号1の案件について説明させていただきます。

申請地は、柿餅字向ヒ、現況地目、畑の2筆、柿餅字小矢尻、現況地目、畑の1筆、合計面積398㎡を売買により所有権移転し、資材置場用地に転用しようとするものでございます。

申請者は、議案書のとおりです。

申請位置は、別添資料の図面3ページをご覧くださいまして、中央やや右上に3-1と示す箇所でございます。

計画の詳細は、別添の詳細資料、20ページから27ページまででございます。

計画概要は、自社所有の資材置場用地の隣接地であるため、業務運営上安全な管理が遂行できるため、計画されたとのことでございます。

続きまして、農地転用許可基準の立地基準でございます。

申請地は、農振農用地区域外の第1種農地に該当すると考えられ、原則として許可することができない農地になりますが、例外的な許可要件であります「特別の立地条件を必要とする事業」に該当し、農地法施行規則第35条第5号の規定による既存施設の拡張で、拡張部分の敷地面積が既存施設の敷地面積の2分の1を超えないものの施設に該当すると考えられます。

次に、一般基準でございます。

農地転用目的実現の確実性につきましては、資金計画書が添付されており、全額を自己資金により賄う計画であり、実現性に支障はないものと考えられます。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿を確認したところ、支障ないものと考えられます。

続きまして、周辺農地の営農条件への支障が生じる恐れについてですが、造成計画は、畑として使用していたため、埋立てについては、敷地内で整地を行うことで足りることから、新たに土砂等の搬入は行わず、周囲に構築物を設置し、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

次に、排水施設の有する機能への支障が生じる恐れにつきましては、排水は雨水のみであり、自然浸透とする計画となっております。

これらの計画内容から、土砂の流出、日照、通風等、営農条件に関する影響はないものと考えられます。

なお、本件については、申請地と隣接農地との境に防護柵が設置されております。

このような状態に至った経緯についてですが、申請地北側は権利者の経営する資材置場用地、南側は他の耕作者が耕作している農地であり、申請地と南側隣接農地の境はもともと法面となっていたこともあり、権利者の資材置場より、雨風により土砂や雨水が申請地を通じて隣接農地まで流れこんでしまう状態であったことから、対策してもらいたい旨の申し出が隣接農地所有者よりあったため、義務者同意のもと、権利者により申請地南側に防護柵を設置したとのことでございます。

なお、今回の申請にあたり、申請者より本経緯についての説明文書が提出されておりますことをご報告させていただきます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から説明がありましたが、地区において調査を実施しております

ので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

整理番号1の案件につきましては、齋藤勉委員、お願いいたします。

○齋藤委員 それでは、議案第3号整理番号1について、調査報告を申し上げます。

内容については、事務局の説明のとおりでございます。

9月4日に高橋委員さんと現地で調査を行いました。

今回の計画は、既存の資材置場の敷地を拡張するものであり、既存の敷地が手狭となっていたことから、自社所有の資材置場用地の隣地である申請地を購入し、敷地を拡張する計画であるとのことでした。

現地は隣地との境に防護柵が設置されており、事情を聞いたところ、隣接農地の耕作者より境が法面となっていたため、申請地を通じて、権利者の資材置場の雨水や土砂等が流れ込むことから、対策して欲しいと繰返し申出があったため、設置したとのことでした。

義務者にも、同日、自宅を訪問し、伺いましたところ、権利者より申し出があったことから、譲ることとしたとのことで、防御柵の設置についても同意しているとのことでした。

権利者、義務者ともに申請に間違いはございませんということでした。

付近の農地への影響についても、問題ないものと思われませんが、委員の皆様の慎重なる審議をお願いいたします。

○議長 ご苦勞さまでした。

これより議案第3号、整理番号1の案件について、質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問ご意見等もないようですので、これにて議案第3号、整理番号1の案件について質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

○議長 議案第3号、整理番号1について、原案のとおり、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

総員賛成により、議案第3号整理番号1は原案のとおり許可相当とすることに決定いたします。

よって、議案第3号、整理番号1につきましては、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

◎議案第4号

○議長 それでは、日程第6、議案第4号「大網白里市農用地利用集積等促進計画案の

意見聴取について」を議題とします。

事務局から議案第4号、整理番号1から2について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の5ページをご覧ください。

農地中間管理機構が農用地利用集積等促進計画を定める場合、「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項」の規定により、市町村等に農用地利用集積等促進計画案の提出を求めることができるとされております。

本案は、同条第3項に基づき、大網白里市長から農業委員会長に意見を求められたものでございます。

議案書の6ページ「農用地利用集積等促進計画案総括表」をご覧ください。

権利の設定を受ける者は1人、権利の設定をする者は1人、権利の設定をする農用地の筆数および面積は、田が8筆で、面積9,554㎡でございます。

次に、議案書の7ページをご覧ください。

農地中間管理機構から権利の設定等を受ける者の農業経営の状況等でございます。

次に、議案書の8ページをご覧ください。

農用地利用集積等促進計画案でございます。

今回の契約種別および件数は、新規が2件でございます。

それでは、整理番号1から2の、所在地名の大字、地目および筆数、合計面積、設定期間、対価の支払い、契約種別の順に説明させていただきます。

また、借受人と貸付人の住所、氏名および備考につきましては、議案書のとおりでございます。

整理番号1、富田、田が7筆、9,057㎡、10年、物納、10a当たりコシヒカリ1等米1俵、新規。

整理番号2、富田、田が1筆、497㎡、10年、物納、10a当たりコシヒカリ1等米1俵、新規。

なお、整理番号1から2の権利の設定を受ける者につきましては、農用地利用集積等促進計画の認定基準である農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、新規契約の農用地利用集積等促進計画の案件について、地区において調査を実施しておりますが、整理番号1から2の案件につきましては、利用権設定から制度変更による更新と判断し、報告を省略させていただきます。

○議長 調査された皆様、ご苦勞様でした。

これより、整理番号1から2について、質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともにならないようですので、これにて整理番号1から2に対する質疑を終結いたします。

それでは、議案第4号、整理番号1から2について、一括して採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議ないと認め、採決いたします。

それでは、議案第4号、整理番号1から2について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第4号、整理番号1から2の案件は、原案のとおり承認することを決定いたします。

◎報告第1号～報告第3号

○議長 続きまして、日程第7、報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」、日程第8、報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」、日程第9、報告第3号「農地の転用事実に関する照会について」を一括して議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 はじめに、報告第1号についてご説明いたします。

議案書9ページから10ページをご覧ください。

農地法第3条の3第1項の規定による届出は3件でございます。

農地の所在地及び届出者につきましては議案書に記載のとおりであり、いずれも相続による所有権の取得でございます。

届出書類は調っておりますので受理をいたしました。

続きまして、報告第2号についてご説明いたします。

議案書の11ページをご覧ください。

農地法第5条第1項第6号の規定による届出は1件でございます。

整理番号1は、賃貸集合住宅の建設用地として、所有権移転するものでございます。

届出書類は調っておりますので受理をいたしました。

続きまして、報告第3号についてご説明いたします。

議案書の12ページから14ページをご覧ください。

農地の転用事実に関する照会は5件でございます。

法務局から照会のありました農地の所在地及び申請者は、議案書に記載のとおりであり、現地を農業委員及び推進委員と確認いたしました。

法務局には、表の右から4列目現況欄に記載のとおり回答いたしました。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から報告第1号から第3号の説明がありましたが、ご質問、ご意見がありましたら、挙手をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしいですか。それでは、ご質問、ご意見ともにならないようですので、これにて、日程第7から日程第9の報告事項を終了いたします。

◎その 他

○議長 この際ですから、他に、ご意見、連絡等がありましたら、各委員又は事務局からお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長 事務局。

○事務局 それでは事務局より、この後の予定についてご連絡させていただきます。

この総会終了後に、令和7年度第2回遊休農地調査説明会を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎閉 会

○議長 ないようでございますので、以上で、本日の議案の審議および報告事項は全て終了いたしました。

慎重ご審議をいただき、ありがとうございました。

これにて、第5回大網白里市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後3時32分)

上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年9月9日

農業委員会会長 内海 亮一

署名委員

加藤 昌一 弘

署名委員

内山 充弘